

全 建 事 発 第 8 号
平成 23 年 4 月 7 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

社団法人 全国建設業協会
専務理事 押 田 彰
〔公 印 省 略〕

建設業者の合併、譲渡、会社分割に係る建設業法上の事務取扱の一部改正について

拝啓 平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記については、国土交通省において、建設業者の「合併」、「譲渡」、「会社分割」を実施するにあたり、建設業法上の事務取扱いの円滑化と統一を図る観点から、平成 20 年 3 月に細目及び留意事項について取りまとめたところです。

この度、同省では、平成 22 年 10 月に経営事項審査の項目及び基準が改正されたことから一部改正を行いました。

また、同様にグループ会社を一つの企業集団として審査する、いわゆる「グループ経審」に関する経営事項審査の取扱いについても一部改正されました。

つきましては、当会宛てに別添の通知がありましたので、お知らせいたします。ご参考までに改正前の文書を添付いたします。

敬具

【別添】

別添 1：建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」の一部改正について(平成 23 年 3 月 31 日 国総建第 331 号)

別添 2：「建設業者の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」の一部改正について(平成 23 年 3 月 31 日 国総建第 332 号)

別添 3：「建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」の一部改正について(平成 23 年 3 月 31 日 国総建第 333 号)

別添 4：「国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査の取扱いについて」の一部改正について(平成 23 年 3 月 31 日 国総建第 334 号)

【参考資料】

参考１：建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について

（平成 20 年 3 月 10 日 国総建第 309 号）

参考２：建設業者の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について

（平成 20 年 3 月 10 日 国総建第 311 号）

参考３：建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について

（平成 20 年 3 月 10 日 国総建第 313 号）

参考４：国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査の取扱いについ

て（平成 20 年 3 月 10 日 国総建第 317 号）

（担当） 事業部事業企画課 小林

電話：03－3551－9396

FAX：03－3555－3218

メール：jigyo@zenken-net.or.jp